

理事・監事及び評議員の報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人つくし福社会（以下「つくし福社会」という。）の役員及び理事、監事、評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(支給基準)

第2条 役員等が次の会議等に出席する場合は、報酬を支給し、その費用弁償として旅費（以下「費用弁償」という。）を支給する。

(1) つくし福社会理事長が招集する理事会及び評議員会

(2) その他、つくし福社会理事長が必要と認めた会議

2 次の場合は、報酬及び費用弁償を支給しない。

(1) つくし福社会が主催・共催及び後援する大会及び行事

(2) つくし福社会と連携する団体等が主催・共催及び後援する大会及び行事

(3) その他、原則として会議以外の行事

(報酬及び費用弁償支給基準)

第3条 前条第1項により支給する報酬及び費用弁償の額は次のとおりとする。

(1) 報酬は、1回の出席にあたり、2,500円を支給する。

(2) 費用弁償は、1回の出席にあたり、1,500円を支給する。

(報酬支給総額)

第4条 役員等に対して支給する各年度の報酬支給総額は、次のとおりとする。

(1) 評議員は、定款8条に規定する16,000円を超えて支給してはならない。

(2) 理事及び監事は、32,000円を超えて支給してはならない。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項はつくし福社会理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成29年4月5日から施行する。